

きく人ですみぬいなどかこまやてきか合の手算であるならば最終的に
はこうした問題のみ多くの事は各議員とも御存知な事ゆゑ内閣決意とや
かき言うならなにもいふやうの問題ではなくす。この問題については
と申す事。しかし今日は質疑であり又当然担当委員会に付託さるゝので
衆議院で慎重審議さるゝものとあつたやうに。この際この問題についてはこの位
は打ち切り担当委員会に付託して分岐点をあけて州審議院の事を州議院
申しやう。

一議長(高橋千春君) 二つて質疑を結了します。おまかりなす。議案第
十号は別紙付託表の通りやうに。この新設委員会に付託して慎重に審議を
願ふ事。いかにいふと思ひます。いかに州審議院の事。いかに

(質疑なしと所収あり)

一議長(高橋千春君) 州議院なしと認めさう決定いたしました。おまかりなす。この
査報告は本会期にの願ひにします。

一議長(高橋千春君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 三時 五分

開議 午後 三時 三十分

一議長(高橋千春君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一議長(高橋千春君) 日程第十五昭和九年及福生町水道事業会計補正予算
第三号案。議案第十号を議題に供します。事務局長より議案の説明をい
させます。おまかりなす。朗読は省略いたします。

一議案事務局長(野崎重君) 朗読(省略)

一議長(高橋千春君) 理事者から議案理由の説明を求めます。森田助役

(助役森田幸造君登壇)

一助役(森田幸造君) 議案第十号は水道事業会計補正予算案として州議院に
付託して存じます。その第一案の収支的収支の支出についてお示して州議院に
付託して存じます。その第一案の収支的収支の支出についてお示して州議院に

一議長（高橋平春君）　こゝに質疑と終結いたしました。おかりいたします。議案第廿
 五号厚生委員会に審査を付託し、詳細な審議を願う事としたものと聞いて
 います。こゝに質疑議の事ですか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長（角樹本春男） 御異議なしと認めます。ようア、さう決定いたしました。お
本委員会のお審査報告は本会期中にお頼りいたします。

議長(前橋平春君) 日程第十次昭和九年新國策研究會健康保險特別會計補正予算
第一号案議案第十号を議題に供し、議決事務をせしむ。議案の朗読を
議長がなす。その朗読については朗読を省略した事。

議令事務局(研情董忍)朗詠(省略)

議長 高橋 春 忍 理事者から提案理由の説明を求めた。森田 助 彼

（助役村田幸佐 君登壇）

一、助役(森田幸造君) 議事第11号 福壽町農健康保險料別表計補正予算

福生町議会

らうとして、明瞭申し上げたいと思ひます。これは、この新國紙にでも賑やかと
教導と云つてあります通り、去る月日から厚生大臣の職権を不正に用ひし
て実施せられた五名の医療費の緊急の是正に關する神正案の内容及び、こ
れとてその他職員の出費の改定により、人件費の増又は事業費削減の節的に
よる減額更正によりまして、又又出とも百九十九万五千円を補正しようとするもの
がござります。また又、この百九十九万五千円を補正しようとするもの
追加しようとするもの、その内容は、調整を又資金が百四十万五千円、特別養老館
付費補助金、この内、医療費の緊急の是正分として、四十万五千円、又都の支出金に
おきまして、三万五千円を追加いたしまして、本年度の予算規模は、補正前と合計に
なしまして、四百七十五万五千円と、この次第がござります。次に又出のつぎまして、
明瞭申し上げますと、給費員におきましては、八万五千円を追加しようとするもの
がござります。このまゝとする所の給費改定により、職員の人件費並びに常用
費にわたる若干補正し、その他経費の節制によりまして、減額補正をいたしましたもの

一議長高橋千春君一六番

一六番神野藤原君一事業の進めから成るものを成算せよとする事ですみ。
先般も秋町長並に相違有るに頼りてんがす。町道工事課にいつて頼りし
補償率と云ふ事案の件に付ては補償と云ふ事と云ふておたぬ。その後の話
の結果、区画整理事業の中に課に入つて総合しなすべしといふ事ややむを
得ないといふ。それか町内等を見ても当然補償の問題が起る。それか町中
を歩きまわしその問題は出たかたわけや。そのまづして出たかたのみお聞きし
てと思ふ事。

一議長高橋千春君一橋本課長

一都市計画課長高橋本君一当初に美平地区の今年度事業として公営の方
で補償を見込へんがわけや。大体工事費の何%と云ふ事や見込へんがわけや
。そのための相当高額の補償になつておりました。本来は区画整理が決
ると移転等の問題があらわなす。現在の予算額といふ事と、実質的には

やはり五百平方程度の所有をもつておたぬ。従つてその土地全部町道の補修費
に切り替へる。と云ふ方をもつておたぬ。すなはち今日の補正ではよりおたぬ。すなはち
課長にたづねておたぬ。

一議長高橋千春君一これより質疑を続行いたします。おたぬ。議長。
おたぬ。建設委員会に審査を付託し詳細な審査を願ふ事とした。と云ふ
事。これより質疑を続行いたします。

（質疑なしとす。おたぬ。）

一議長高橋千春君一町長様と総務課との決定いたしました。おたぬ。委員会の審
査報告は来会期中に頼りていただきます。

一議長高橋千春君一議事十八昭和九年年度福生町公営賃料割合補正予算案の
案議案第十号を議程に供します。事務局より議案の朗読をいたします。お
たぬ。おたぬ。これは省略いたします。

一議事事務局（野崎重一君）朗読（省略）

一議長(高橋千春君) 理事者から提案理由の説明を求めます。森田助役

助役森田幸造君を登壇

一助役(森田幸造君) 議案第十五号昭和九年被褥衛生分償還金特別会計補正予算并
東くつりや説明書に示すのと存じます。今同補正は又又の予算総額に示すのと
五万五千円を追加し示す、八百九十五万五千円と補正をさせようといふことの
事であり、内容として示すは、給付改訂による人件費の増加分を、一般会計の
繰入に、又、そのうち示すものは、事業特別会計にもあり、そのうち、一般会計
から五万五千円を繰入に、又、そのうち示すものは、給付改訂分に見合うものとして補正させ
ようといふことと、そのうち、事業特別会計に示すものは、そのうち示すものとして、事業特別
会計の繰入に示すものと存じます。

一議長(高橋千春君) これより質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋千春君) これより質疑と答復を行います。おわかりになります。議案第十五号

十五号は、事業委員会に付託し、詳細な審議を願う事としたいと思ひます。これに
御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋千春君) 御異議なしと認めようの決定にしたい。そのうち、委員会の審査
報告は、本会期中にお願いいたします。

一議長(高橋千春君) おわかりになります。本日の公議時間には午後五時となり、おわかり
か、議事の都合上、その延長したいと思ひます。そのうち、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋千春君) 御異議なしと認めようの決定にいたします。

一議長(高橋千春君) 日程第十九号、町民健康保険条例施行例の一部を改正する条例案
議案第十五号を議題とし、議決をいたします。そのうち、議案の審議をいたします。

一議事録(野崎重君) 朗読(省略)

一議長(高橋千春君) 理事者から提案理由の説明を求めます。森田助役